

○厚生労働省令第七十六号

労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行に伴い、並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項第六号、第三十八条の四第一項第七号及び第二項第二号、第四十一条の二第一項第十号及び第三項並びに第百十五条の二並びに労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第二号及び第七条の二第二号の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のようにより改正する。

	改 正 後	改 正 前
② 第十七条 (略)	② 使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。	② 使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存しなければならない。
③ (略)	③ (略)	③ (略)
② 第二十四条の二の二 (略)	② 第二十四条の二の二 (略)	② 第二十四条の二の二 (略)
③ 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	③ 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。	③ 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
④ (略)	④ (略)	④ (略)
② 第二十四条の二の三 (略)	② 第二十四条の二の三 (略)	② 第二十四条の二の三 (略)
③ 法第三十八条の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	③ 法第三十八条の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。	③ 法第三十八条の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。	二 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。	二 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
② 第二十四条の二の四 (略)	② 第二十四条の二の四 (略)	② 第二十四条の二の四 (略)
法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の作成及び	法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の作成及び	法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の作成及び

保存については、使用者は、労使委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（法第三十八条の四第一項に規定する決議及び労使委員会の決議並びに第二十五条の二に規定する労使委員会における委員の五分の四以上の多数による議決による決議が行われた会議の議事録にあつては、当該決議に係る書面の完結の日（第五十六条第一項第五号の完結の日をいう。））から起算して五年間保存しなければならない。

(3) (6) (略)

第二十四条の七 使用者は、法第三十九条第五項から第七項までの規定により有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日（第一基準日及び第二基準日を含む。）を労働者ごとに明らかにした書類（第五十五条の二及び第五十六条第三項において「年次有給休暇管理簿」という。）を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後五年間保存しなければならない。

第三十四条の二 (略)

(15) 法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (3) (略)
四 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録及びリに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。
イ (リ) (略)

第五十六条 法第一百九条の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次のとおりとする。

一 (3) (略)
四 災害補償に関する書類については、災害補償を終わった日
(略)

保存については、使用者は、労使委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（法第三十九条第五項から第七項までの規定により有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日（第一基準日及び第二基準日を含む。）を労働者ごとに明らかにした書類（第五十五条の二において「年次有給休暇管理簿」という。）を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後三年間保存しなければならない。）から起算して三年間保存しなければならない。

(3) (6) (略)

第三十四条の二 (略)

(15) 法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (3) (略)
四 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録及びリに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。
イ (リ) (略)

第五十六条 法第一百九条の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次のとおりとする。

一 (3) (略)
四 灾害補償に関する書類については、災害補償を終つた日
(略)

②

前項の規定にかかわらず、賃金台帳又は賃金その他労働関係に
関する重要な書類を保存すべき期間の計算については、当該記録
に係る賃金の支払期日が同項第二号又は第五号に掲げる日より遅
い場合には、当該支払期日を起算日とする。

(新設)

③

前項の規定は、第二十四条の二の二第三項第二号イ及び第二十
四条の二の三第三項第二号イに規定する労働者の労働時間の状況
に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十
四条の二の三において準用する場合を含む。)に規定する議事録
、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イか
ら今までに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準
用する。

附 則

第七十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、法第百三十九条第
二項、第一百四十条第二項、第一百四十一条第四項又は第一百四十二条
の規定により読み替えて適用する法第三十六条第一項(以下この
条及び次条において「読み替後の法第三十六条第一項」という。)
の規定による届出は、令和六年三月三十一日までの間、様式第九
号の四(第二十四条の二第四項の規定により法第三十八条の二第
二項の協定の内容を読み替後の法第三十六条第一項の規定によ
り付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使委員
会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時間等
設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の七
)により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。
(略)

第七十一条 読替後の法第三十六条第一項の協定については、令和
六年三月三十一日までの間、第十七条第一項第三号から第七号ま
での規定は適用しない。

②

第七十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、法第百三十九条第
二項、第一百四十条第二項、第一百四十一条第四項又は第一百四十二条
の規定により読み替えて適用する法第三十六条第一項(以下この
条及び次条において「読み替後の法第三十六条第一項」という。)
の規定による届出は、平成三十六年三月三十一日までの間、様式
第九号の四(第二十四条の二第四項の規定により法第三十八条の
二第二項の協定の内容を読み替後の法第三十六条第一項の規定によ
り付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使
委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時
間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九
号の七)により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。
(略)

第七十一条 読替後の法第三十六条第一項の協定については、平
成三十六年三月三十一日までの間、第十七条第一項第三号から第七
号までの規定は適用しない。

②

③

前項の規定にかかわらず、賃金台帳又は賃金その他労働関係に
関する重要な書類を保存すべき期間の計算については、当該記録
に係る賃金の支払期日が同項第二号又は第五号に掲げる日より遅
い場合には、当該支払期日を起算日とする。

(新設)

附 則

第七十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、法第百三十九条第
二項、第一百四十条第二項、第一百四十一条第四項又は第一百四十二条
の規定により読み替えて適用する法第三十六条第一項(以下この
条及び次条において「読み替後の法第三十六条第一項」という。)
の規定による届出は、平成三十六年三月三十一日までの間、様式
第九号の四(第二十四条の二第四項の規定により法第三十八条の
二第二項の協定の内容を読み替後の法第三十六条第一項の規定によ
り付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使
委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時
間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九
号の七)により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。
(略)

第七十一条 読替後の法第三十六条第一項の協定については、平
成三十六年三月三十一日までの間、第十七条第一項第三号から第七
号までの規定は適用しない。

第七十二条

第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第二号、

(新設)

第二十四条の二の三第三項第二号、第二十四条の二の四第二項
(第三十四条の二の三において準用する場合を含む。)、第二十
四条の七及び第三十四条の二第五項第四号の規定の適用につい
ては、当分の間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年
間」とする。

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則（平成四年労働省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存)
第二条 法第七条第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日(当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあっては、当該決議に係る書面の完結の日(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五十六条第一項第五号に定める完結の日をいう。)(当該決議に係る賃金の支払期日が当該完結の日より遅い場合は、当該支払期日))から起算して五年間保存しなければならない。

附 則

第四条 第二条(第四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第二条中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

改 正 前

(労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存)
第二条 法第七条第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日(当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあっては、当該決議に係る書面の完結の日(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五十六条第五号に定める完結の日をいう。))から起算して三年間保存しなければならない。

附 則

(新設)

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一（第三条及び第四条関係）		改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）					
別表第一（第三条及び第四条関係）					
(略)	(略)	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第一百九条の規定による雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存	(略)	第一百九条の規定による雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存	(略)

附
則

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。